

平成28年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第32号説明資料

平成28年9月1日

専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)

資料

事故概要

----- 1～2

総務課

事 故 概 要

発 生 日 時：平成 28 年 4 月 4 日

場 所：大磯町大磯 1093 付近（国道 1 号下りの歩道部）

損 傷 物 件：横断防止柵パネル、支柱、距離標

被 害 者：国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 小田原出張所長

事 故 車 両：共用車

運 転 者：教育委員会教育部学校教育課職員

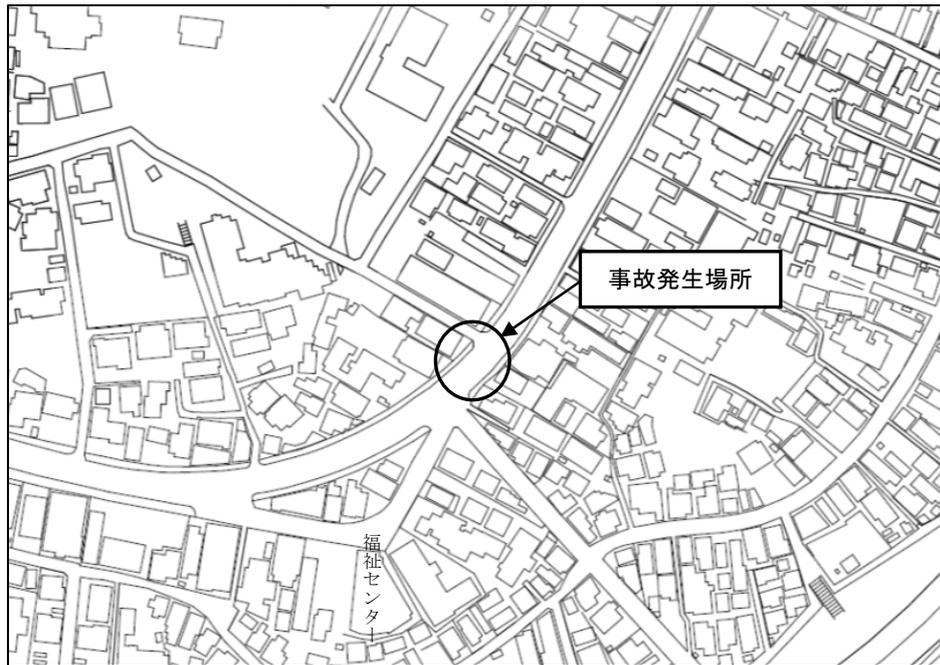
事 故 の 経 緯：平成 28 年 4 月 4 日 17 時 10 分頃、職員が運転する公用車が国道 1 号下り線を平塚方面から役場方面に走行中、照ヶ崎海岸入口交差点手前で運転操作を誤り、歩道に設置してある横断防止柵に衝突した。

対 応：被害者に対して早急な賠償を行う必要があるため、損害賠償の額を定めることについて専決処分とした。

経 過：平成 28 年 4 月 4 日 事故発生
同 日 被害者側で横断防止柵等の撤去を行う
4 月 19 日 損傷物件の復旧費用は自動車損害共済保険で処置する書面を被害者へ提出
6 月 24 日 被害者が復旧工事を実施し完了
7 月 15 日 被害者と示談が完了
7 月 26 日 専決処分
7 月 28 日 被害者へ損害賠償金を自動車損害共済保険から支払

賠 償 金 額：523,665 円

そ の 他：運転者には、安全運転管理者から口頭注意を行い、全職員にも安全運転の注意喚起を行う。



損傷状況